

別表第3（別表第2関係）

託児施設

区分	仕様
1 構造・設備	<p>(1) 保育の用に供する専用の室（以下「保育室」という。）のほか、調理室及び便所（手洗設備を含む。）があり、それぞれが区画されていること。</p> <p>(2) 保育室は、次の基準を満たしていること。</p> <p>ア 面積が満3歳未満の乳幼児1人当たり1.65平方メートル以上であること。</p> <p>イ 乳児の保育を行う場所が、幼児の保育を行う場所と区画されていること。</p> <p>ウ 通風、換気及び採光等が確保されていること。</p> <p>エ 保育室は1階が望ましいが、2階以上に設ける場合は、耐震及び耐火構造で避難設備があり、転落事故等を防止する設備が設置されていること。</p> <p>オ 消火器具、非常口その他災害等の非常時に必要な設備が設置されていること。</p> <p>カ 緊急時に使用が可能な電話その他の通信設備が設置されていること。</p>
2 利用方法	<p>(1) 託児施設の利用者は、原則として、その雇用する従業員であること。</p> <p>(2) 託児時間は、利用する従業員の就業時間を勘案して設定し、利用しやすいものであること。</p> <p>(3) 利用者から託児料を徴収する場合は、保育内容（託児時間、給食の有無、物品の提供等）に照らし、適正な額であること。</p>
3 その他	<p>(1) 医療機関との協力体制が確保されていること。</p> <p>(2) 保育を担当する従業員が2人以上で、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項に規定する基準を満たしていること。</p>